

国立がん研究センターおよび日本歯科医師会による
医科・歯科医療連携事業 計画書

平成 22 年 4 月

国立がん研究センター
日本歯科医師会

内容

1. 背景.....	2
2. 目的.....	2
3. 対象.....	3
4. 実施方法.....	3
5. 運営委員会.....	5
6. 連携歯科医師認定要件と講習会開催について.....	5
7. 事業スケジュール.....	6
8. 今後の連携事業の展望.....	6

1. 背景

がん治療に様々な口腔合併症が発症する。その発症頻度は、一般的な抗がん剤治療を行う患者の40%、大量に強い抗がん剤投与を行う骨髄移植治療の80%、口から喉の周囲の頭頸部がんの放射線治療では100%と報告されている。また、頭頸部がん・食道がんのような侵襲の大きい手術では、局所合併症や肺炎が高い頻度で起こることが報告されている。

こうした口腔合併症などに対し、静岡県立静岡がんセンターをはじめとしていくつかのがん治療施設では、がん治療を開始する前から地域の歯科医療機関と連携し、口腔内の評価、そして歯科治療や歯石除去、ブラッシング指導などを行い、口腔衛生状態を改善する取り組みはもとより、医療機関に対する研修事業と術後口腔ケアに関する連携事業が行われている事例がみられる。その結果、がん治療中の口腔粘膜炎の発症頻度や重症度が軽減され、歯や歯周組織を原因とする慢性炎症の急性化を予防できることが報告されている。さらに、頭頸部がん、食道がんなどにおいては、局所合併症や肺炎の発症頻度低下という、がん治療成果そのものへの貢献も証明されつつある。また、都道府県歯科医師会の中には、先進的な取り組みとして、地元のがん拠点病院と連携し、会を上げた取り組みをスタートさせている県も出てきている。

がん治療の現場では、こうした口腔ケアや歯科治療を、がん治療の一環として導入する動きが少しずつ始まっているが、がん治療施設内の歯科医療職人員には限りがあり、こうした歯科的な対応をすべてのがん患者に十分実施することは困難であった。

今回、国のがん治療の基幹病院である国立がん研究センター（以下、センターという）は、がん治療における口腔ケアや歯科治療が、より質の高いがん治療を提供するために重要な支持療法であると考え、「口腔ケアや歯科治療をがん治療の一環として取り入れる」方針に達した。センターは、日本歯科医師会（以下、日歯という）と協働して、がん患者の治療前の口腔ケアなどを地域歯科医療機関に依頼して実施し、さらには、がん治療後も地域で口腔ケアや歯科治療を継続して実施することを目的とした地域医療連携ネットワーク構築を事業化する。

2. 目的

がん患者の口腔衛生状態の向上によってがん治療口腔合併症などの予防・軽減、さらにはすべてのがん患者が安心して歯科治療を受けることができる社会基盤を構築することを目的とする。

この実現のため、第一段階として、センターが日歯の協力を仰ぎ、関東圏の地域歯科医療機関と連携して治療開始前に口腔ケアを実施する地域医療連携ネットワークを協働で構築することを目指す。

最終的には、構築した本地域医療連携ネットワークを全国のがん診療連携拠点病院（375施設）に拡充させ、全国のがん治療の患者の生活の質（QOL: Quality of Life）の向上を図る。

3. 対象

センターにおいて、全身麻酔手術を初めて受ける予定のがん患者（年間約4,000名）のうち、関東圏（千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県）に居住する患者（がん疾患については口腔がん以外¹⁾）のすべてのがん患者²⁾を対象とする）

- 1) 口腔がんは口腔内にがん病巣があり、ケア方法について講習や研修を行った後に対象とする
- 2) がん化学療法や頭頸部放射線治療患者のように口腔合併症の発症が高いと予測される患者については歯科医師が、がん治療に対する詳しい知識を得た上での連携が望ましく、連携システム構築の充実に図りながら対象を広げる

4. 実施方法

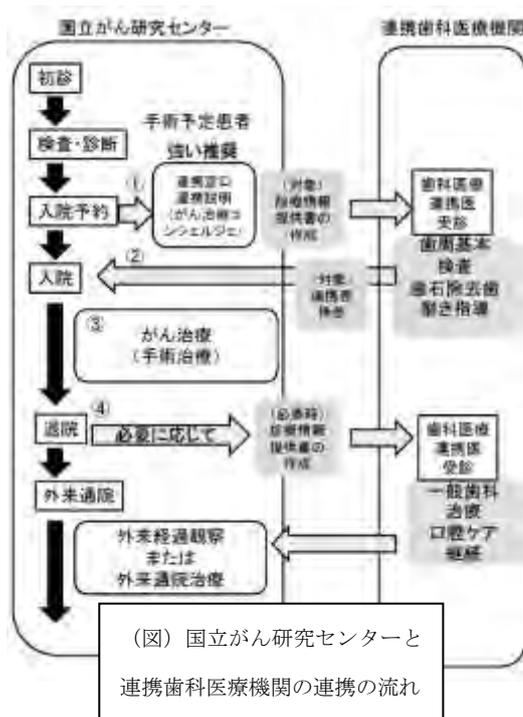
センターから各都県歯科医師会に所属する日歯会員診療所を受診する患者の流れは、以下の通り。

① 手術予定のがん患者は、入院前に連携歯科医療機関³⁾を受診

センターでがん切除手術が決定した患者のうち、上記対象に適應する患者には、入院手続きの際、医療事務または医療職より、各都県歯科医師会に所属する日歯会員である地域歯科医療機関への受診をその必要性に関する説明を含め、強く勧奨する。基本的には、担当医よりの紹介状（診療情報提供書）ないしは受診案内を渡して、入院前に歯科医療機関を受診していただく。

がん治療前の口腔ケア・歯科治療を受ける患者は、連携する歯科医療機関において、がん治療前の口腔ケア（歯周組織検査、歯周治療および口腔衛生指導：スクレーピングやブラッシング指導等）ならびに必要な口腔内消炎処置などの歯科治療をうける。

その際、歯科医師、歯科衛生士は、本事業専用の連携表に口腔内状態の評価を記入し、患者に手渡す。



② センター入院時の医師、看護師による口腔内の確認

口腔ケアなどを終了した患者は、連携表を入院時に担当医または担当看護師に手渡す。

医師、看護師は記載された連携表を確認し、口腔ケアなどの終了状況を確認する。専門的口腔ケアなど、入院後も継続して歯科的な対応が必要な場合⁴⁾は、センターの歯科で処置を引き継ぐ。

③ 手術治療を受ける

入院した患者は、連携歯科医療機関でうけた口腔衛生指導方法にしたがい、ブラッシング、可撤義歯の管理等の口腔ケアを手術当日までおこない手術に臨む。可能であれば、連携歯科医は患者家族等の相談に乗るなどの方法により、周術期のがん患者口腔内状況を良好な状態に維持できるようサポートする。

④ 退院

退院後も継続して、口腔ケアや歯科治療を行う必要がある場合は、センターから連携歯科医療機関への連絡票（診療情報提供書）を患者に渡す。その後、患者が地域でも継続的に口腔ケアや歯科治療を安全に受けることができるよう、必要に応じて連携歯科医はセンター（医療連携室等を通じて）と密接に連絡をとるよう努める。

3) センターと連携する歯科医師となるためには、連携講習会を受講することを必須条件とする。連携歯科医療機関とは、この歯科医師が従事する歯科医療機関をさす（手挙げ方式）。本連携講習会は、センターのスタッフおよび日本歯科医師会が選任するがん治療に詳しい歯科医師で構成されるメンバーにより実施される。

4) 著しく口腔衛生状況が悪く、専門的口腔ケアが必要な場合、口腔内に重篤な菌性感染症があり、継続した消炎処置が必要な場合など

⑤ 連携実績の評価

センターと日歯の双方からなる運営委員会（後述）を設置する。本連携事業の実績は、下記の諸点から評価し、概要を定期的に報告・公表する。具体的な評価方法については、本運営委員会で検討する。この評価結果に基づき、段階的に、連携地域および連携対象（後述）の拡大を図る。

- ・対象患者中の連携歯科医療機関受診者数、受診率
- ・がん発生部位別の連携歯科医療機関受診率の差異
- ・連携歯科医療機関を受診しなかった主な理由、原因
- ・受診した連携歯科医療機関における患者満足度（定められた analogue scale による評価）
- ・患者受診に際して、連携歯科医療機関において発生したトラブル、アクシデント
- ・がん患者の口腔内所見（ことに健常者と比較した歯科的な特徴、生活習慣等の有無）

また、入院後のがん治療経過、周術期の口腔内外のトラブル・アクシデントなどを、連携歯科医療機関が情報収集出来る体制構築を目指す。これは、医療連携室経由の限定された情報開示、あるいは確かなセキュリティに基づいた、電子カルテへの院外アクセスなどで可能となる。紹介患者のセンター受診後の状況追跡は、術後・退院後のメンテナンス期にこれら患者が、連携歯科医療機関を再受診する際の大きな助けとなる。

⑥ 事業に係る経費

本事業に係る経費は、原則としてセンターと日歯で按分する。

5. 運営委員会

①構成

これまで本事業を検討してきた準備委員（日歯 池主憲夫 常務理事・角町正勝 理事・深井穂博 地域保健委員会委員長・静岡県立がんセンター歯科 大田洋二郎・国立がん研究センター歯科 上野尚雄・日本歯科麻酔学会 望月亮）に加えて、日歯 佐藤保 地域保健委員会幹事、および下記のメンバーにより構成する。

- ・ 国立がん研究センター 浅井昌大 頭頸科医長
的場元弘 緩和医療科医長
- ・ 外部評価委員 花田信弘 鶴見大学歯学部教授
大山 篤 東京医科歯科大学総合診断部助教
- ・ 各都道府県歯科医師会の担当者（原則として5都県歯各1人）

②委員会の役割、活動

・ 運営委員会は、各都県歯で開催される連携講習会に関して、下記の各項目を各都県歯に提示し、開催都県歯各々の実情に合った開催方法について協議、提案する。

- ・ 研修会開催に関する統一化の方針
- ・ 研修コンテンツ（研修プログラム、マニュアル・テキスト、派遣講師）
- ・ 研修会開催の目安となる研修ボリューム（研修時間や研修項目）
- ・ 口腔内加療内容の統一化
- ・ 連携医の認定
- ・ 9-11月以降の追加認定講習実施のための準備とその方法の検討
- ・ 追加認定講習のための、コンテンツ作成（DVD等）
- ・ トラブルシューティングの分類、対処方法

③ 各都道府県歯との関係

各都県歯は、運営委員会と協議しながら、各都県の実情（開催方法、会場確保、研修回数、地域に必要な追加研修項目等）に則した研修会を実施する。

また、トラブルシューティングの体制を各都県ごとに整備する。

なお、現在各地域歯科医師会で既に行われている研修・連携事業については、各々の進行状況を尊重しつつ、本事業とは別個のものとして取り扱う。

6. 連携歯科医師認定要件と講習会開催について

この事業における歯科医療連携講習会を、「がん患者歯科医療連携講習会」と定義する。またこの連携を担う歯科医師を「日歯・国がん連携歯科医師（以下略：

連携歯科医師)」と定義する。講習会内容の詳細については、別紙に定める。

①認定条件

連携歯科医師認定の条件は、各都県歯科医師会の所属の日歯会員であり、かつ都県単位でおこなわれる日歯・センター主催の連携歯科医師の連携講習会を受講した者とする。

②連携講習会の概要

連携講習会は平成22年より原則として毎年1回開催され、向後3年間実施する。

③連携講習会開催日程

各都県歯科医師会が年度ごとに、講習会の日程、場所を決定し、事前に会員に認定講習会のアナウンス、参加啓発をおこなう。

開催場所は、地域性を考慮して各都府県で独自に決定することができるが、その際、講師派遣やテキスト配布等の事務手続きがあるため、運営委員会で日程調整をおこなう。

7. 事業スケジュール

センター嘉山孝正理事長と日歯大久保満男会長による会談を持ち連携事業の開始を合意する。この合意をもって、センターと日歯の連携開始のための講習会開催や、センター内の医師、看護師への連携事業周知の活動を開始する。

平成22年1月～	医科歯科連携準備委員会開催
平成22年2月	関東圏および全国の都道府県歯科医師会の担当役員への説明会
平成22年3月	関東圏の歯科医療機関に講習会開催の告示開始
平成22年4月	連携事業運営委員会の設置 地域歯科医療機関への説明用資料の準備
平成22年8月	センター理事長と日歯会長による 事業正式合意（調印式）
平成22年9月 ～11月	関東圏の各都道府県で歯科医療連携講習会の開催
平成22年12月	センターと日本歯科医師会との連携事業の本格実施

8. 今後の連携事業の展望

①連携地域・施設の拡大

平成22年度より開始するセンターと関東5都県との連携事業は、今後、センターの患者に限らず、各都県レベルのがんに関わる医科・歯科連携事業に拡大していくことが期待される。そこで、各都県歯科医師会は、地域の医療状況

に応じて、都県がん拠点病院、またはがん診療連携拠点病院等と本事業で認定された連携歯科医師の活用を基盤とした各都県連携事業の開始を目指す。

また、本事業は、2年間ごとに関東圏の医療連携の事業成果を評価・確認しながら、徐々に全国地域がん拠点病院と都道府県歯科医師会との連携に拡大させる。平成21年および22年度は、センターと関東圏の歯科医療機関との連携モデルの構築を目標とする。続いて平成23年度を目途に北海道・東北、関東、東京、東海・信越、近畿・北陸、中国・四国、九州の各地域で、1つ以上の都道府県がん拠点病院と地域歯科医療機関の連携事業を開始していく。さらに平成25年度を目途に全国のがん診療連携拠点病院（375施設）と地域連携歯科医療機関の連携事業を開始する。

②連携対象の拡大

連携対象の拡大には3つのステージを想定している。まず第1ステージは、最も患者の全身状態がよい手術前の患者。続いて第2ステージは、口腔内に口内炎や口腔乾燥症など、様々な合併症が発症し、ケアに専門的知識が担保されなければならない化学療法患者と頭頸部放射線治療患者。第3ステージは、心のケアや症状緩和を目的としたケアが求められるがん終末期患者。この3段階で連携対象を順次拡大していく。連携事業を開始した地域では、連携歯科医療機関に対して、少なくとも年に一度、スキルアップ講習会が継続的におこなわれ、がん治療とがん患者の病態について学術的知識、実践的な技術習得および向上を図る。

第1ステージ：講習1）手術前患者を対象とした口腔ケア

第2ステージ：講習2）がん化学療法治療前、頭頸部放射線患者の治療前、治療後の口腔ケア

第3ステージ：講習3）がん終末期患者（在宅ホスピス患者）の歯科治療・口腔ケア

連携拡大により、全てのがん患者が、地域連携歯科医療機関とがん病院・がん拠点病院の密接な連携下に、安心して口腔ケア、歯科治療を受けることが可能になる。また歯科医師が安心して、がん患者の受け入れや、歯科治療を行うことが出来るようになると考える。

③連携事業に期待される成果

本事業は、国のがん治療の基幹病院であるセンターと、日本全体の地域歯科医療を担う日歯が協働する、新しい形の医科歯科連携である。センターは、地域歯科医療機関と連携することにより、がん治療に伴う口腔合併症の軽減や、手術後の肺炎予防、歯科慢性疾患の急性増悪などの予防を図り、「がん治療を、より質の高いものにする」ことができると考えている。またセンターは、地域歯科医療機関との連携を、全国のがん診療連携拠点病院に積極的に普及させる広報活動を担うことにより、当該分野においても質の高いがん治療の均てん化を推進する。

一方、日歯は、国民の死因のトップであるがんの治療において、地域がん拠点病院などとの緊密な連携により地域歯科医療機関ががん患者の口腔ケアや歯科治療を継続的に提供することで、「がん治療開始からがん終末期まで、口から自然な形でおいしく食べることを支援する」という社会的使命を担うことができると考える。

地域における歯科医療が、がん治療という急性期医療の治療成果の改善をはじめとして、すべてのがん患者のQOLの向上に貢献することができるならば、それは国民レベルおよび医療従事者に認知された目に見える医科歯科連携の具体例のひとつになると考えられる。本事業は、そのための第一歩と位置づけられる。

別紙

日歯・国がん連携歯科医師認定要件と連携講習会の開催要項について 認定条件

連携歯科医師認定の条件は、各都県歯科医師会所属の日歯会員であり、かつ都県単位でおこなわれる日歯・センター主催の連携講習会を受講した者とする。

1

各都県の歯科医師が、講習会当日に参加ができなかった場合、また連携講習会開催後に連携歯科医認定を希望する場合は、後日各県の歯科研修の担当部会が主催する追加認定のビデオ講習を受講すれば、連携歯科医認定の条件を満たすこととする。

2

追加認定の連携講習会は、実際におこなわれた講習会の講義のDVD、テキストを使用しおこなわれる。追加認定の連携講習会の開催は、各都県研修部会の責任に於いて開催される。追加認定の連携講習会開催要項は、運営委員会で決定される。

3

連携講習会を受講した者（会員）には、各連携講習会ごとに「連携講習会修了証」を交付する。

②認定講習会の概要

連携講習会は平成22年より原則として毎年1回開催され、向後3年間実施する。講習会の開催回数については、事業の進展状況および地域の実情にあわせて、運営委員会で協議し決定する。

③連携講習会開催日程

各都県歯科医師会が年度ごとに、講習会の日程、場所を決定し、事前に会員に認定講習会のアナウンス、参加啓発をおこなう。

開催場所は、地域性を考慮して各都府県で独自に決定することができるが、その際、講師派遣やテキスト配布等の事務手続きがあるため、運営委員会で日程調整をおこなう。

④講習会開催プログラム

各講習会は半日のプログラムで、1単位60分として4単位で構成される。平成22年度（講習会1）、平成23年度（講習会2）、平成24年度（講習会3）を開催する。（センターから連携歯科医師に紹介される患者は、この認定講習会の参加実績に応じて、対象患者の連携紹介をおこなう。）

⑤認定講習会のカリキュラム

午後から半日間の講習（昼食なし） 13時～17時

各プログラムの講師は、日本歯科医師会担当者および国立がん研究センターまたはがん専門病院に勤務する医療者が担当する。

以下に記す3つのステージの講習会を実施する。

「講習1」

手術前患者を対象とした口腔ケア 講習コマ数（4単位）

がん治療総説（60分）

がん手術治療と口腔ケア（60分）

がん患者とのコミュニケーション（60分）

がん患者医療連携のシステムと歯科治療・口腔ケアについて（60分）

「講習2」

がん化学療法治療前、頭頸部放射線患者の治療前、治療後の口腔ケア（4単位）

がん化学療法（造血幹細胞移植治療含む）と口腔ケアについて（60分）

頭頸部がん治療と口腔ケアについて（60分）

がん化学放射線療法と口腔ケアについて（60分）

がん患者の歯科治療について（60分）

「講習3」

がん終末期患者（在宅ホスピス患者）の歯科治療・口腔ケア（4単位）

がん終末期医療概論（60分）

がん終末期医療の口腔ケアについて（60分）

がん終末期医療の口腔ケアの実技指導（60分）

がん在宅ホスピスと歯科在宅医療の連携について（60分）

⑥受講資格

原則として認定講習会開催県に所属する日歯会員。なお、受講した者には講習ごとに「修了証」を交付する。

但し、実施県以外に所属する日歯会員及び受講する会員の診療所に勤務する歯科医師・歯科衛生士は傍聴することができるが、会場の都合により傍聴できない場合もある。

⑦講習会テキスト

講習会で使用するテキストは、当日講演用パワーポイントファイルを配付資料用に印刷し、これを講習会冊子として使用する。さらに、講習会終了後（講習会終了後半年程度）、「講習1」、「講習2」、「講習3」のより詳細な参考資料を含める内容で講習会テキスト作成を出版会社に委託して分冊販売する。日本歯科医師会は、この冊子を講習会参考テキストと認定し、受講修了者及び追加認定講習会

の受講予定者の自主的研鑽に積極的に利用するよう案内する。尚、講習会テキストは、連携事業運営委員会のなかで協議の上、項目立ての選定、執筆者の選出等をおこない作成する。

⑧認定講習会の受講方法

認定講習会は連携するがん患者の対象（対応の困難さ、専門知識の要求度）ごとにカリキュラムが構成されており、「講習1」と「講習2」、「講習3」の順に、講習会を連続して受講することを推奨する。

がん急性期治療をおこなう患者の歯科医療連携では、「講習1」および「講習2」の2つを終了していることが望ましい。

「講習3」については、がん終末期患者の歯科治療・口腔ケアを想定しており、在宅療養支援診療所（診療所看護師、訪問看護ステーションと連携対応し、24時間往診体制、あるいは訪問看護の提供が担保されている施設）等との連携構築が望ましく、今後詳細を関係部署と協議を要する。在宅診療や訪問診療を既に実践している歯科医療機関ばかりでなく、今後開始したいと希望する連携歯科医師の参加を想定している。

連携講習会の全国拡大について

平成23年度を目途に北海道・東北、関東、東京、東海・信越、近畿・北陸、中国・四国、九州の各地域で、1つ以上の都道府県がん拠点病院と地域歯科医療機関の連携事業開始、平成25年度を目途に全国のがん診療連携拠点病院（375施設）と地域連携歯科医療機関との連携事業開始を目標にしている。まず関東地区における本連携事業の実績をもとに、国立がん研究センターや厚生労働省等関係機関のアドバイス、協力を仰ぎ、その拡大方法を運営会議で協議していく。